

令和 7 年度～令和 9 年度

八郎潟農業水利事業

A 1 - 3 幹線用水路建設工事

特 別 仕 様 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第1章 総則

八郎潟農業水利事業 A 1 – 3 幹線用水路建設工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施するものとし、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営八郎潟土地改良事業計画に基づき、A 1 – 3 幹線用水路を新設するものである。

2. 工事場所

秋田県南秋田郡大潟村字中野地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

水路延長 L=1,248.09m

施工始点 測点 No. 69+2.30

施工終点 測点 No. 94+0.00

内訳

(1) 管 水 路	F R PM管 5種 ϕ 2000mm L=1,248.09m
(2) 通気施設工	2箇所
(3) 排泥施設工	2箇所
(4) 横 断 工	1箇所
(5) 小排水路工	1式
(6) 暗渠排水工	1式
(7) 仮 設 工	1式

4. 工事数量

別紙-1 「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

令和8年度及び令和9年度の施工において小排水路及び暗渠排水の接続はかんがい期間開始前の4月15日まで完成しなければならない。なお、管水路の布設は小排水路及び暗渠排水を復旧した後でなければ着手できない。

2. 部分使用

本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条に基づき、下表のとおり小排水路及び暗渠排水の部分使用を行う。また、令和7年度の施工区間を変更する場合は、監督職員と協議しなければなら

ない。

期 間	部分使用区間	部分使用理由
令和8年4月中旬から工期末まで	測点No. 75+24. 16～No. 87+33. 15	かんがい期通水のため
令和9年4月中旬から工期末まで	測点No. 69+ 2. 30～No. 74+40. 37 測点No. 87+33. 15～No. 94+14. 87	かんがい期通水のため

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等402日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別添様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている834日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別添様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和10年3月3日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－10に規定している現場技術員を配置することがある。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

騒音・振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、本工事区間については、施工にあたり低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

(2) 交通対策

工事用資材、建設発生土及び流用土等の運搬において、他の交通の支障とならないように留意するとともに、事故防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 隣接地への対策

本工事周辺では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮し、道路、圃場に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないように十分注意して施工しなければならない。

なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は速やかに監督職員に報告するものとするが、受注者の責任において処理しなければならない。

3. 関係機関との調整

(1) 工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 本工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。

また、工事着手前に、既設構造物の状況について、管理者の立合いのもと調査を行い、写真により記録しなければならない。

(3) 土壌汚染対策法に係る届出

本工事は土壌汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更を届け出をしていることから、受注者は監督職員と十分打合せの上、監督職員より提示する申請図の範囲を厳守しなければならない。

なお、現場状況と比較し疑義がある場合、若しくは、掘削・盛土の範囲、面積、場所が変更となる場合は、速やかに協議すること。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 工事場所への進入に当たっては、村道東4・5丁目3号線、中野1号線及び農道から工事用道路へ進入する計画としており、図面に基づき敷鉄板を敷設するものとする。

なお、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならぬ。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合、又は拡幅若しくは隅切りが必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 工事期間中の農道の砂利補修については、本工事で2回実施対応するものとし、補修範囲は別途監督職員が指示する。なお、砂利補修の際には、補修範囲及び厚さを記録し、監督職員へ報告するものとする。

2. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

地盤改良工・管水路工施工区間 : 7 m³/hr 以下

横断工施工区間 : 7 m³/hr 以下

3. 資材置場

工事用資材等の仮置場は、別図に示す発注者が確保を予定している工事用地内とする。

4. 除雪

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

(2) 工事用地等の利用については、監督職員と事前に打合せを行うものとする。なお、使用に際して支障がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 碎石及び骨材

再生クラッシャーラン	RC-40
山砂	SF相当品以上

(2) 樹脂類

強化プラスチック複合管	JIS A 5350 5種 ϕ 2000mm
FRP製フランジ付T字管	ϕ 2000 × ϕ 600 両受
FRP製 T字管	ϕ 2000 × ϕ 400 両受

(3) 鋼製異形管

継輪	STW400 ϕ 2000
T字管	STW400 ϕ 2000 × ϕ 600
曲管	STW400 ϕ 2000
伸縮管	STW400 ϕ 2000 変位量50mm
伸縮可とう管	ϕ 2000 1FRPM受口1ベベル 偏心量400mm

(4) コンクリート二次製品

ボックスカルバート	B3000 × H200
L型擁壁	H2500, H1500
排水フリューム	B500 × H600, B500 × H700, B500 × H800, B500 × H900,
集水樹	700 × 700, 1000 × 1000
ヒューム管	B形 1種 ϕ 700

(5) コンクリート

JIS A 5308 レディーミクストコンクリートによる標準品とし、配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	摘要
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	スラストブロック

(6) 固化材

セメント系固化材 有機質土用

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても見本又は資料の提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
強化プラスチック複合管	カタログ、試験成績書、製作図書、管割図	
異形管類	製作図書	
弁類	製作図、カタログ、試験成績書	
碎石類	試験成績書、粒度分析表	
山砂	試験成績書、粒度分布表	
コンクリート	配合報告書、試験成績書	
コンクリート二次製品	試験成績書	
セメント系固化材	カタログ、試験成績書	

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
強化プラスチック 複合管	寸法・外観等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数
異形管	寸法・外観等	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
碎石類	再生クラッシャーラン RC-40	男鹿市 大潟村

資材名	規格	調達地域等
山砂	SF相当品以上	秋田県山本郡
敷鉄板	t=22	秋田市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。

(採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書)

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途、監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
共通工事	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
管水路工事	碎石基礎 現場打コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	管体基礎工 (砂基礎)	高さ、幅	初期施工段階で1箇所		
土工事	管水路(強化プラスチック複合管)	基準高	初期施工段階で1箇所		
	地盤改良	改良深、改良幅	初期施工段階で1箇所		

(3) 中間技術検査

1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物基礎、敷砂利

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (有筋)	(株)平塚自動車工業	秋田県能代市落合字綱割 13-24	8時～17時	再資源化施設業者
廃プラスチック (管材)	ユナイテッド計画(株)	秋田県潟上市昭和豊川楓木字苗取沢 50-2	8時～17時	最終処分施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 構造物撤去工

- (1) 暗渠管等の既設構造物撤去に先立ち、関係地権者及び監督職員立会いの上、対象施設を確認するものとする。
- (2) 既設の水閘は本工事で再利用する計画であるため、撤去時に損傷が生じないよう留意しなければならない。

なお、水閘を再利用できない可能性がある場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 土工

(1) 堀削及び床掘り

- 1) 堀削法面勾配は1：1.5で考えているが、法面が自立しない場合は監督職員へ報告し、その対応について協議するものとする。
- 2) 堀削土は一時仮置きした後、埋戻及び盛土に流用する計画であるが、流用可能か否かを判断するために土質試験及び転圧試験を行い、その結果を監督職員に報告の上協議し、流用の可否を判断するものとする。
- 3) 埋戻及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入及び、流亡防止等のないよう適切に管理しなければならない。
- 4) 堀削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 5) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はその恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 6) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

1) 管水路の締固め方法

- ① 管頂上60cmまでの埋戻しは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下(管頂30cmまではコンパクタ・ランマ等)の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- ② 転圧回数については、事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

2) 構造物等の締固め方法

- 埋戻及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- また、水路本体に偏圧がかからないように、構造物より50cmまでの範囲については、振動コンパクタ等により十分に締固めなければならない。

(3) 流用土仮置場

流用土仮置場は、別図に示す工事用地内とするものとする。

7. 地盤改良工

(1) 準備工

- 1) 草木類の有機質土及び混合不可能な玉石等は、除去しなければならない。
なお、有機質土及び玉石等の除去については、実績により変更追加するため、施工前に除去方法を監督職員と協議するものとする。
- 2) 施工面に水溜りがある場合又は地下水が高い場合は、監督職員と協議の上、仮排水路等を設けて含水比の低下を図らなければならない。

(2) 敷布（安定処理工）

- 1) 敷布は特に天候に留意し雨天、強風時及び気温 5°C以下の時は散布してはならない。 また施工時に異常が発生した場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。

- 2) 改良材の散布は、風による飛散公害と作業員の健康障害等を招かないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3) 敷布は、施工条件に合った機種により均一に敷均するものとし、その作業は、迅速に行わなければならない。

(3) 混合

- 1) 図面に示すとおり地盤改良工を行うものとするが、地盤改良強度、ラップ幅及び改良範囲を満足するよう事前に施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
なお、施工後の改良状況は、床付け時に監督職員による立会確認を受けるものとし、監督職員による確認が完了するまでは次の施工段階に進んではならない。
- 2) 使用材料、設計基準強度及び想定添加量等は、次のとおりとしているが、配合試験結果により変更する場合がある。

施工場所	使用材料	改良深	想定添加量	設計基準強度	摘要
管体工上流工区	セメント系固化材 有機質土用	1.6m	160kg/m ³	qu=50kN/m ²	安定処理工
横断工部	セメント系固化材 有機質土用	4.7m	185kg/m ³	qu=70kN/m ²	中層混合処理工
管体工下流工区	セメント系固化材 有機質土用	1.0m	160kg/m ³	qu=50kN/m ²	安定処理工

- 3) 使用材料投入量は、地盤改良工の着手前に現地土による室内配合試験を行い、監督職員の承諾を得るものとする。
- 4) 混合は、雑物を除去した後、管体工（No. 69+2.30～No. 75+2.00 及び No. 75+18.30～No. 94+0.00）は安定処理工法、横断工部（No. 75+2.00～No. 75+18.30）は中層混合処理工法を想定しているが、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
また、改良土が均質になるまで入念に行わなければならぬ。
- 5) 地盤改良範囲は、図面に示す範囲を標準とするが、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
- 6) 混合の確認は、改良深、混合状況の良否について行うものとし、混合にむらが生じた場合は再度混合を行い、均一化を図るものとする。
- 7) 雜物の除去により生じた雑木及び枝葉等の処分は、実績により変更追加するため、処分場への搬出前に監督職員へ処分量を報告するものとする。
- 8) 地盤改良工に伴い濁水処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 管体基礎

- (1) 基礎材は、SF相当以上の山砂（購入土）とする。
- (2) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めは、コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。また、転圧回数については、事前に試験施工を行い、結果を監督職員に報告するものとする。

9. 管体工

強化プラスチック複合管の布設に当たっては、事前に割付図を作成し監督職員の承諾を得るものとする。

10. 道路復旧工

農道（砂利道）における道路復旧工は、管水路工事終了後に不陸整正し、砂利（RC-40）を補充をするものとする。

施工時期は令和8年3月下旬から令和9年4月上旬を計画しているが、詳細は監督職員が指示する。

11. 暗渠排水工

暗渠排水復旧工は、新設する小排水路の排水フリュームに既設暗渠排水管を接続するものとするが、接続に当たり暗渠排水管又は排水フリュームの加工等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

（1）施工管理の項目

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、土木工事施工管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員と協議するものとする。

（2）工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計段階	施工段階	計
管体工	地盤改良工	1 検体	6 検体	7 検体

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができるものとし、黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.htm1>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならぬ。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（4）写真的納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（5）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工及び地盤改良工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和6年度 八郎潟農業水利事業 A 1－2 幹線用水路他実施設計業務報告書	
2	図面のCAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術の活用に要する費用

- (1) 情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議の上軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- (1) 土質及び地質が異なった場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 湧水等の水替処理が必要になった場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
- (5) 第三者との協議結果により変更・追加が生じた場合
- (6) 工事の支障となる構造物又は異物が出現した場合
- (7) 公共事業関係調査の実施が必要となった場合
- (8) 現地精査により撤去数量に変更が生じた場合
- (9) 既設水路の撤去方法等に変更が生じた場合
- (10) 遠隔確認を行う場合

第13章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。
ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

受注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人及び受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程、出席者及び課題等については、現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人及び受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員及び監督員が対応方針の協議及び確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30°C以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期间間中の真夏日}}{\text{工期}}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を用いることを標準とする。

なお、W B G Tを用いる場合は、W B G Tが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \text{※}$$

※ 補正係数：1.2

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擾音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。
なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none">①用水・電力等の供給設備②緑化・花壇③ライトアップ施設④見学路及び椅子の設置⑤昇降設備の充実⑥環境負荷の低減

計上項目	実施する内容（率計上分）
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

9. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区 分	補正係数
		月 单 位
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
排水構造物工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01

10. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適當と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
- 運搬費：建設機械の運搬費
- 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

15. 建設キャリアアップシステムの活用

- (1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。
- (2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条(3)～(7)を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条

(3)～(7)は適用しないものとする。

(3)受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

(4)本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：(5)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：(5)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：(5)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

(5)受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議のうえで決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

(6)受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考查項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考查項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

(7)受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

(8)モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

(9)CCUS現場利用料等について、当初においては計上していないが、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、下記ア、イの項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料 等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上に当たっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

ア カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOS がWindows の場合は1台当たり1万円、iOS の場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事当たり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は1台当たり1万円、iOS の場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しないものとする。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しないものとする。

イ 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とするものとする。

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1) 作業土工	下流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
法面整形	盛土部	m ²	6,830	
購入土盛土	山砂 (SF相当品以上)	m ³	3,246	
流用土盛土	粘性土	m ³	3,375	
(2) 作業土工	横断工区			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
法面整形	盛土部	m ²	91	
購入土盛土	山砂 (SF相当品以上)	m ³	71	
流用土盛土	粘性土	m ³	234	
(3) 作業土工	上流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
法面整形	盛土部	m ²	2,220	
購入土盛土	山砂 (SF相当品以上)	m ³	1,464	
流用土盛土	粘性土	m ³	1,165	
(4) 地盤改良工				
安定処理工 (管体工下流工区)	160kg/m ³	m ²	2,694	
中層混合処理工 (横断工区)	185kg/m ³	m ³	1,076	
安定処理工 (管体工上流工区)	160kg/m ³	m ²	1,069	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
2. 管体基礎工				
(1)砂基礎工	下流工区			
基面整正		m ²	1,590	
管水路基礎整形		m ²	4,820	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	6,486	
(2)砂基礎工	横断工区			
基面整正		m ²	37	
管水路基礎整形		m ²	6	
(3)砂基礎工	上流工区			
基面整正		m ²	520	
管水路基礎整形		m ²	1,570	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	2,115	
3. 管体工				
(1)強化プラスチック複合管布設工	下流工区			
強化プラスチック複合管	2000mm, 5種	m	923.6	
異形管	FRP製T字管, φ 2000 × φ 600 × 2300L	本	1	
異形管	FRP製T字管, φ 2000 × φ 400 × 2300L	本	1	
(2)強化プラスチック複合管布設工	上流工区			
強化プラスチック複合管	2000mm, 5種	m	293.5	
異形管	FRP製T字管, φ 2000 × φ 400 × 2300L	本	1	
継輪	FRPM管用鋼製継輪, STW400, φ 2000	本	1	
(3)鋼管布設工	横断工区 (STW400 φ 2000*16t)			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
異形管	1FT字管 2960L*φ 600*7.9t*1280L	本	1	
異形管	2B直管 2960L	本	1	
異形管	2B曲管 20° 29' 12" *1500L/1600L	本	1	
異形管	2B曲管 20° 05' 13" *1000L/1603L	本	1	
異形管	2B曲管 18° 23' 21" *1000L/1570L	本	1	
異形管	2B曲管 18° 52' 32" *1500L/1600L	本	1	
異形管	伸縮可撓管 φ 2000*19t*3100L 1FRPM受口 1ペベル	本	2	
異形管	伸縮管 φ 2000×490L 変位 量50mm	本	1	
異形管	リングサポート SUS304 φ 2000	本	2	
鋼管溶接	φ 2000	箇所	6	
钢管継手塗装	φ 2000	箇所	6	
4. スラストブロック工				
(1)スラストブロック工	横断工区			
基礎碎石	RC-40 t=15cm	m ²	15	
型枠		式	1	
コンクリート	18-8-40 BB	m ³	19	
5. 付帯工				
(1)埋設物表示工				
埋設表示テープ	W150mm, 2倍	m	1,231	
6. 通気施設工				
(1)第15号通気施設				
空気弁	急排, 樹脂製, φ 200, 補修弁 付7.5k	基	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
空気弁用フランジ蓋	STW400, $\phi 600 \times \phi 200$	本	1	
木製保護工	$\phi 200$ 用	基	1	
(2)第16号通気施設				
空気弁	急排, 樹脂製, $\phi 200$, 補修弁付7.5k	基	1	
空気弁用フランジ蓋	STW400, $\phi 600 \times \phi 200$	本	1	
両フランジ短管	STW400, $\phi 600 \times 300L$	本	1	
木製保護工	$\phi 200$ 用	基	1	
7. 排泥施設工				
(1)第3号排泥工				
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
管水路基礎整形	基面整正	m ²	9	
管水路基礎整形		m ²	30	
埋戻	粘性土	式	1	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	9.3	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 400mm	m	15.0	
FRP製フランジ短管 (離脱防止機能付)	$\phi 400$	本	2	
硬質ポリ塩化ビニル管曲管	塩ビ管用 90° $\phi 400$	個	1	
弁類	制水弁, 400mm	基	1	
弁筐	$\phi 400$ 用	個	1	
座台	$\phi 400$ 用	個	1	
(2)第4号排泥工				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
管水路基礎整形	基面整正	m ²	9	
管水路基礎整形		m ²	31	
埋戻	粘性土	式	1	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	9.7	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU, 400mm	m	15.5	
FRP製フランジ短管（離脱防止機能付）	φ 400	本	2	
硬質ポリ塩化ビニル管曲管	塩ビ管用 90° φ 400	個	1	
弁類	制水弁, 400mm	基	1	
弁筐	φ 400用	個	1	
座台	φ 400用	個	1	
8. 支線排水路横断工				
(1) 支線排水路横断工				
ポックスカルバート	B3000×H2000	m	5	
プレキャスト擁壁設置	W1150×H1500	m	4	
プレキャスト擁壁設置	W1750×H2500	m	8	
転落防止柵	縦格子 H=1100	m	18	
9. 小排水路工				
(1) 排水フリューム土工	下流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
基面整正		式	1	
法面整形	盛土部	m ²	2,750	
埋戻	粘性土	式	1	
(2)排水フリューム土工	上流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
法面整形	盛土部	m ²	1,460	
埋戻	粘性土	式	1	
(3)ヒューム管土工	下流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
管水路基礎整形		m ²	130	
埋戻	粘性土	式	1	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	74	
(4)ヒューム管土工	上流工区			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
管水路基礎整形		m ²	180	
埋戻	粘性土	式	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	104	
(5)排水フリューム設置	下流工区			
鉄筋コンクリート排水フリューム	H600×B500×L2000	m	876.5	
鉄筋コンクリート排水フリューム	H700×B500×L2000	m	264.9	
鉄筋コンクリート排水フリューム	H800×B500×L2000	m	626.5	
鉄筋コンクリート排水フリューム	H900×B500×L2000	m	114.9	
(6)排水フリューム設置	上流工区			
鉄筋コンクリート排水フリューム	H600×B500×L2000	m	432.7	
鉄筋コンクリート排水フリューム	H900×B500×L2000	m	147.7	
(7)集水桿設置	下流工区			
コンクリート分水槽据付	700×700×H800	基	1	
コンクリート分水槽据付	700×700×H900	基	1	
コンクリート分水槽据付	700×700×H1000	基	7	
コンクリート分水槽据付	1000×1000×H1300	基	1	
コンクリート分水槽据付	1000×1000×H1500	基	1	
(8)集水桿設置	上流工区			
コンクリート分水槽据付	700×700×H1100	基	1	
コンクリート分水槽据付	700×700×H1200	基	1	
コンクリート分水槽据付	1000×1000×H1300	基	1	
コンクリート分水槽据付	1000×1000×H1900	基	1	
(9)ヒューム管設置	下流工区			
遠心力鉄筋コンクリート管 (B形)	φ 700 B形 1種	m	20.0	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(10)ヒューム管設置	上流工区			
遠心力鉄筋コンクリート管 (B形)	φ 700 B形 1種	m	28.0	
10. 暗渠排水工				
(1)土工	上流左岸側			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
埋戻	粘性土	式	1	
(2)土工	上流右岸側			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
埋戻	粘性土	式	1	
(3)土工	下流右岸側			
床掘り	粘性土	式	1	
荒仕上げ		式	1	
基面整正		式	1	
埋戻	粘性土	式	1	
(4)既設塩ビ管撤去工	上流左岸側			
塩ビ管切断	φ 75～200 3口切断	箇所	47	
塩ビ管切断	φ 75～200 1口切断	箇所	9	
塩ビ管撤去	φ 75	m	289.6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
塩ビ管撤去	φ 100	m	5.9	
塩ビ管撤去	φ 150	m	11.8	
塩ビ管撤去	φ 200	m	23.6	
(5)既設塩ビ管撤去工	上流右岸側			
塩ビ管切断	φ 75～200 3口切断	箇所	53	
塩ビ管切断	φ 75～200 1口切断	箇所	23	
塩ビ管撤去	φ 75	m	393.7	
塩ビ管撤去	φ 100	m	29.4	
塩ビ管撤去	φ 200	m	23.5	
(6)既設塩ビ管撤去工	下流右岸側			
塩ビ管切断	φ 65～200 3口切断	箇所	158	
塩ビ管切断	φ 65～200 1口切断	箇所	50	
塩ビ管撤去	φ 65	m	98.6	
塩ビ管撤去	φ 75	m	1,025.2	
塩ビ管撤去	φ 100	m	138.0	
塩ビ管撤去	φ 125	m	6.6	
塩ビ管撤去	φ 150	m	6.6	
塩ビ管撤去	φ 200	m	92.0	
(7)既設ヒューム管撤去工	下流右岸側			
遠心力鉄筋コンクリート管撤去	B形 φ 250	m	12.0	
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	0.3	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m3	0.3	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(8)既設ヒューム管撤去工	上流左岸側			
遠心力鉄筋コンクリート管撤去	B形 ϕ 300	m	7.0	
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	0.2	
般運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m3	0.2	
(9)廃プラ処理工				
廃プラ積込、運搬		m3	9.6	
産業廃棄物処分	廃プラスチック	ton	3.368	
(10)暗渠排水復旧工	上流左岸側			
硬質塩化ビニル管	ϕ 75	m	101.1	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	ソケット ϕ 75	個	47	
硬質塩化ビニル管継手工	ϕ 75	口	94	
(11)暗渠排水復旧工	上流右岸側			
硬質塩化ビニル管	ϕ 75	m	108.7	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	ソケット ϕ 75	個	53	
硬質塩化ビニル管継手工	ϕ 75	口	106	
(12)暗渠排水復旧工	下流右岸側			
硬質塩化ビニル管	ϕ 65	m	34.5	
硬質塩化ビニル管	ϕ 75	m	328.9	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	ソケット ϕ 65	個	15	
硬質塩化ビニル管継手工	ϕ 65	口	30	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	ソケット ϕ 75	個	143	
硬質塩化ビニル管継手工	ϕ 75	口	286	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1 1. 道路復旧工				
(1)道路復旧工				
不陸整正	RC-40、補足材料平均厚さ 28mm以上34mm未満	m ²	2, 432	
1 2. 仮設工				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置・撤去（下流工区上流側）	m ²	1, 000	
敷鉄板	設置・撤去（下流工区下流側）	m ²	1, 092	
敷鉄板	設置・撤去（下流工区上流側・上流工区）	m ²	2, 135	
敷鉄板	クレーン足場	式	1	
小排水路内仮設盛土・撤去	転回場・工事用進入路	m ³	24	
(2)排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	地盤改良工・管水路工（横断工区・下流工区上流側）	箇所	13	
排水ポンプ（仮設）	横断工施工区間	箇所	3	
排水ポンプ（仮設）	地盤改良工・管水路工（上流工区・下流工区下流側）	箇所	13	
(3)除雪工				
工事用道路除雪		m ³	6, 100	
土工部除雪		m ³	5, 100	
構造物周辺除雪		m ³	4, 200	
(4)道路補修工				
道路補修工	RC-40 R8施工	m ²	2, 055	
道路補修工	RC-40 R9施工	m ²	2, 055	
1 3. その他				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) 運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送		式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2) 技術管理費				
共通仮設(積上げ)				
技術管理費				
溶接試験	現場溶接部X線検査(鋼管類)	箇所	6	
継目試験	FRPM管, φ 2000mm	箇所	308	
一軸圧縮試験	2供試体／試料	試料	3	
14. 一括計上価格				
(1) 六価クロム溶出試験費				
六価クロム溶出試験		試料	7	
(2) 産業廃棄物税				
産業廃棄物税		ton	3.368	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
 - また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

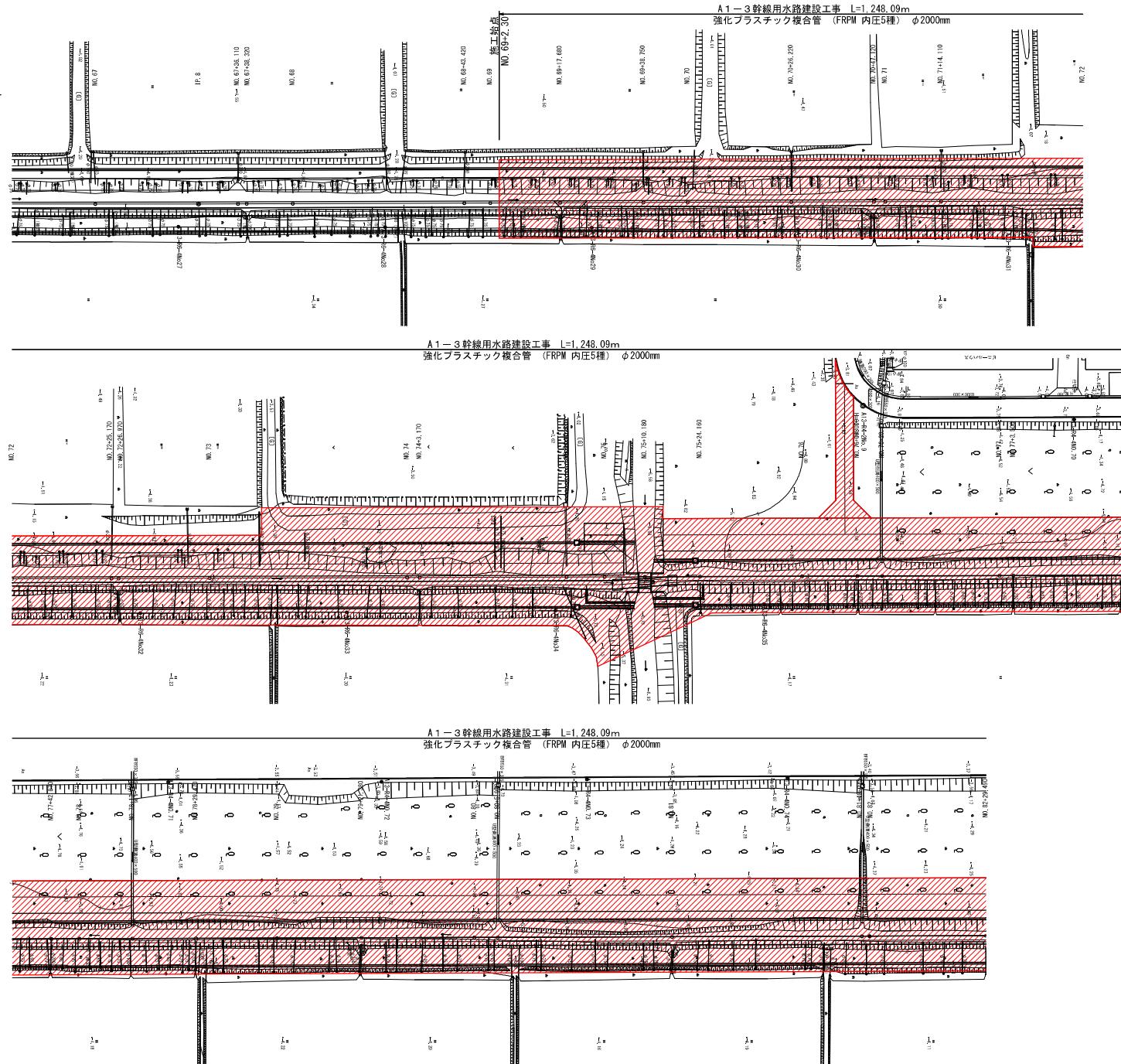
(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

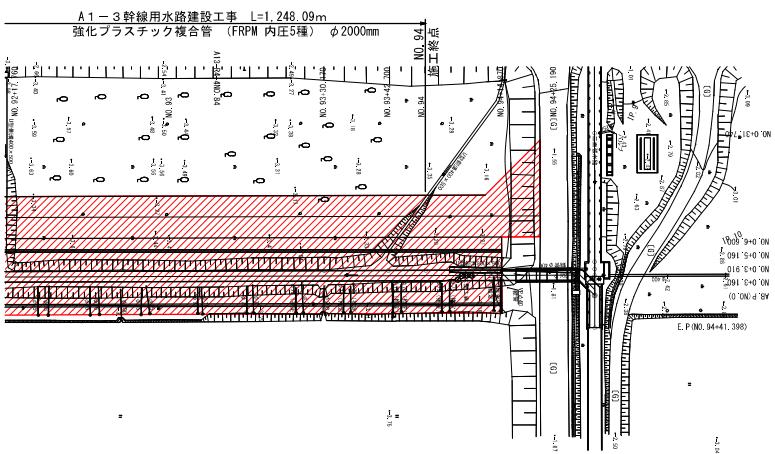
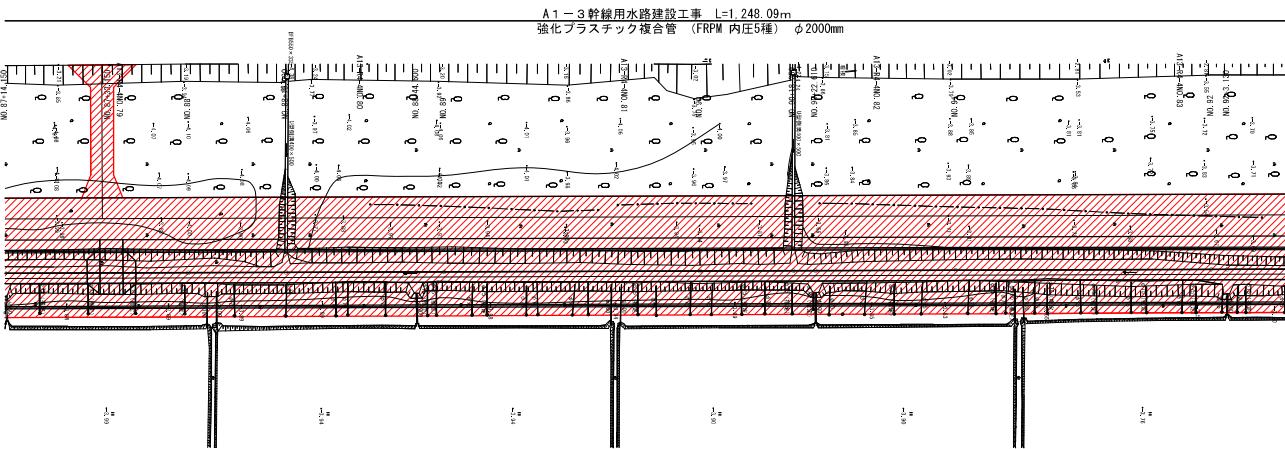
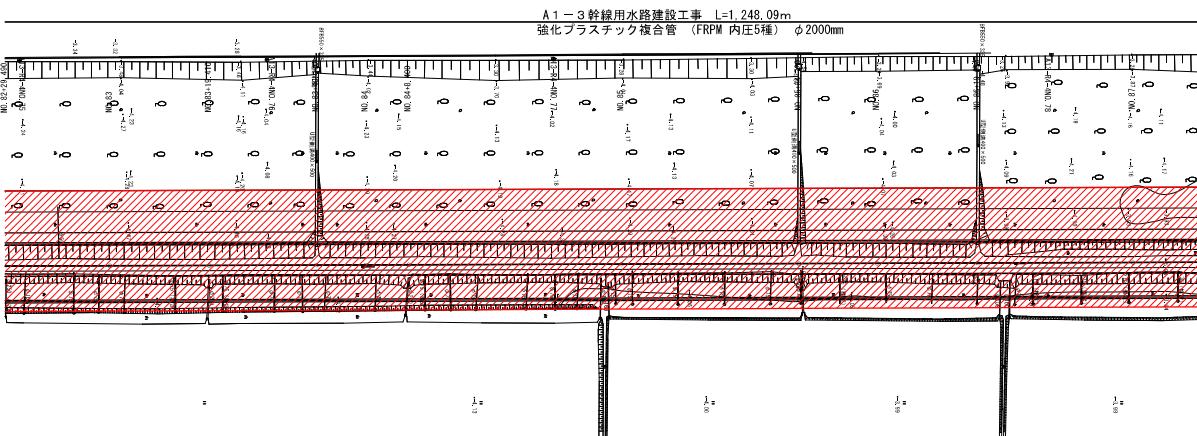
(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

別図

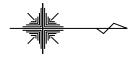
工事用地図 1/2



工事用地図 2/2



工事用地等



別添様式

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

**令和7年度～令和9年度
八郎潟農業水利事業
A 1－3 幹線用水路建設工事**

図面目録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2 - 1/6	平面縦断図 (1/6)	1	
2 - 2/6	平面縦断図 (2/6)	1	
2 - 3/6	平面縦断図 (3/6)	1	
2 - 4/6	平面縦断図 (4/6)	1	
2 - 5/6	平面縦断図 (5/6)	1	
2 - 6/6	平面縦断図 (6/6)	1	
3	標準断面図	1	
4 - 1/16	横断図 (1/16)	1	
4 - 2/16	横断図 (2/16)	1	
4 - 3/16	横断図 (3/16)	1	
4 - 4/16	横断図 (4/16)	1	
4 - 5/16	横断図 (5/16)	1	
4 - 6/16	横断図 (6/16)	1	
4 - 7/16	横断図 (7/16)	1	
4 - 8/16	横断図 (8/16)	1	
4 - 9/16	横断図 (9/16)	1	
4 - 10/16	横断図 (10/16)	1	
4 - 11/16	横断図 (11/16)	1	
4 - 12/16	横断図 (12/16)	1	
4 - 13/16	横断図 (13/16)	1	
4 - 14/16	横断図 (14/16)	1	
4 - 15/16	横断図 (15/16)	1	
4 - 16/16	横断図 (16/16)	1	
5 - 1/6	地盤改良工計画図 (1/6)	1	
5 - 2/6	地盤改良工計画図 (2/6)	1	
5 - 3/6	地盤改良工計画図 (3/6)	1	
5 - 4/6	地盤改良工計画図 (4/6)	1	

図面番号	図面名称	枚数	備考
5 - 5/6	地盤改良工計画図 (5/6)	1	
5 - 6/6	地盤改良工計画図 (6/6)	1	
6 - 1/6	支線排水路横断工計画図 (1/6)	1	
6 - 2/6	支線排水路横断工計画図 (2/6)	1	
6 - 3/6	支線排水路横断工計画図 (3/6)	1	
6 - 4/6	支線排水路横断工計画図 (4/6)	1	
6 - 5/6	支線排水路横断工計画図 (5/6)	1	
6 - 6/6	支線排水路横断工計画図 (6/6)	1	
7	異形管詳細図	1	
8	伸縮可撓管詳細図	1	
9	伸縮管詳細図	1	
10 - 1/3	通気施設構造図 (1/3)	1	
10 - 2/3	通気施設構造図 (2/3)	1	
10 - 3/3	通気施設構造図 (3/3)	1	
11	排泥施設構造図	1	
12 - 1/8	小排水路計画図 (1/8)	1	
12 - 2/8	小排水路計画図 (2/8)	1	
12 - 3/8	小排水路計画図 (3/8)	1	
12 - 4/8	小排水路計画図 (4/8)	1	
12 - 5/8	小排水路計画図 (5/8)	1	
12 - 6/8	小排水路計画図 (6/8)	1	
12 - 7/8	小排水路計画図 (7/8)	1	
12 - 8/8	小排水路計画図 (8/8)	1	
13 - 1/5	既設管撤去・復旧図 (1/5)	1	
13 - 2/5	既設管撤去・復旧図 (2/5)	1	
13 - 3/5	既設管撤去・復旧図 (3/5)	1	
13 - 4/5	既設管撤去・復旧図 (4/5)	1	
13 - 5/5	既設管撤去・復旧図 (5/5)	1	
14 - 1/4	仮設計画図 (1/4)	1	
14 - 2/4	仮設計画図 (2/4)	1	
14 - 3/4	仮設計画図 (3/4)	1	
14 - 4/4	仮設計画図 (4/4)	1	
	計	60	